

## 東日本大震災・原子力災害伝承館ラッピングバス事業 仕様書

1 委託名：東日本大震災・原子力災害伝承館ラッピングバス事業

2 委託目的

東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）は、コロナウィルス感染症の影響により、県外からの誘客を簡単には見込めない厳しい状況下にはあるが、県内や隣県を運行するラッピングバスの宣伝効果により、比較的短い移動で来館が可能な地域に対象を絞り、来館者数を伸ばすための情報発信を行うことを目的とする。

3 仕様書：

本仕様書は、東日本大震災・原子力災害伝承館ラッピングバス事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

4 委託期間： 契約締結の翌日～令和3年3月31日

5 業務委託料： 2, 500, 000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

6 業務内容：

東北アクセス株式会社が運行する路線バス（2台）に係る次の業務  
車体フルラッピングのデザイン制作及びラッピング施工。なお、ラッピング広告は、フルラッピング広告とし、全てのガラス部分には表示しない。

長期用塩ビ出力シート貼りこみとし、およそ＜左右＞W9000×H2000程度、  
＜後面＞W2500×3000程度とする。

7 納期： 令和3年3月末日まで

8 納品場所： 東北アクセス 本社営業所（南相馬市原町区深野字庚塚346-1）

9 経費：

本業務の実施に係る材工等の一切の経費は、委託料に含むものとする。

10 注意事項：

デザインは、幅広い年齢層に対して受け入れやすいデザインにすること。なお、車体ラッピングに係るデザインテンプレートは委託者が提供する。

11 権利関係：

（1）本業務における成果品の取扱い

ア：制作される成果品及びその他の権利については、著作権法第27条、28条に規定する権利を含め委託者に無償で譲渡するものとする（著作権法第18条及び第19条に規定する権利については、書面による同意を得なければ行使することができないとする）が、ただし、素材となる写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、制作される成果品の二次利用等にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこと。

イ：制作した成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

## (2) 著作権・知的財産権の使用

ア:本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ:アにかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、この限りでない。

## 12 その他

(1) 業務は、委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行うこと。

(2) プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、委託者と協議を重ねながら業務実施計画を作成し、その計画に沿って実施する。

(3) 校正回数は、委託者の指示する回数とする。

(4) 受託者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また業務の進捗状況について、適宜、委託者に報告すること。

(5) 車体ラッピング及び車内広告ポスターの素材は、予め東北アクセス株式会社と協議の上、長期間の使用に耐えうるものを選定すること。また、これらに汚損、毀損等が生じた場合は、受託者が自らの責任と費用負担において取り替え及び修繕を行うこと（ラッピングにおける剥離の場合を含む。なお、前記事業者の責に帰すべき理由及び偶然な外来の事故を起因とする場合を除く）。

(6) コンプライアンス（法令順守）、プライバシー保護、情報セキュリティの取組みを徹底すること。

(7) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、都度委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。